

**保護観察対象者の社会復帰支援と社会貢献活動の有用性について****－介護・奉仕活動からの一考察－**

東北福祉大学 菅原好秀（会員番号 4814）

[キーワード] : 社会貢献活動、暗黙知、社会復帰支援

**1. 研究目的**

平成 27（2015）年から保護観察の対象者ごとに義務づける「特別遵守事項」の規定に社会貢献活動が加えられた（「刑法等の一部を改正する法律」平成 25 年法 49）。社会貢献活動は、少年や若者を中心とする保護観察対象者が、福祉施設での介護補助活動など社会に役立つ活動を行い、他人から感謝されることで自己有用感や社会性、規範意識の向上を図ることを目的としている。

平成 23 年犯罪白書によると、社会貢献活動の平成 23 年度の実施回数は 341 回であり、実施回数が多かった活動は、「清掃・環境美化活動」（118 回）、「高齢者等に対する介護・奉仕活動」（105 回）、「創作・体験活動・各種講習等」（58 回）であった。特に「高齢者等に対する介護・奉仕活動」に参加した少年からは、「人のために何かをすることは今までなかったけれど、これからは積極的にやりたいと思った」「お年寄りの方が『また来てね』と言ってくれて、うれしかった」など（平成 26 年子ども・若者白書）、活動を通して、自分の新たな一面を見出したり、人の役に立つことのうれしさや他者に配慮することの大切さに気付いたりしたという感想が寄せられている。このような介護・奉仕活動による社会貢献活動は保護観察対象者が肯定的な自己イメージや他者への思いやりの気持ちを抱くきっかけとして意味を持っている。本来、保護観察対象者の感慨や感謝の言葉など情緒・感情を喚起させる「主観的」エレメントと目されるものは、法制度の客観性と形式性の秩序とは対極にあるものと考えられるが、介護・奉仕活動の社会貢献活動には、保護観察対象者の社会復帰支援に向けて、どのような意義・効果があるのか、を研究目的とする。

**2. 研究の視点および方法**

研究の視点および方法としては、介護・奉仕活動の社会貢献活動の意義・効果を分析することで、保護観察対象者の社会復帰支援に向けて、再犯を防止し安全・安心な社会を構築するにとどまらず、どのように社会に貢献する一員として再統合し、積極的に国民全体の利益の増大を目指すことにつながるのかを視点を置く。

**3. 倫理的配慮**

白書の事例は事案によっては特定の個人を対象とする場合があるため、プライバシー保護の配慮から事例を一部加工して、当該事例を制度という視点と枠組みで検討を加えた。

**4. 研究結果**

本来、近代の法制度体系は 理性的な判断能力を構築させるために、与えられる知識は明白で、形式的・体系的なものであり、言葉や数字で表すことができ、厳密なデータ、化学方程式、明示化された手続き、普遍的な原理・原則など形で容易に伝達・共有すること

ができることが求められている。しかし、介護・奉仕活動における社会貢献活動の目的は、他人から感謝されることで自己有用性を確立することにある。保護観察対象者は、介護・奉仕活動を通じて、ケアを必要とする利用者の性格や生き方を含めた個別性にそって自発的に利用者を気づかい、その気持ちを行為により表現することで自然本能上、利他精神が構築できるのである。利用者を理解し、可能な限り利用者の感じるところに触れ合うことができるのが社会貢献活動である。介護・奉仕活動では、言葉にならない豊かな無意識の知識が良質なケアを提供するためには必要であり、言葉にならない、明示的ではない個々の暗黙的領域（暗黙知）が、ゆたかなケア環境を提供し、保護観察対象者の立ち直りを支援しているのである。

人間にとって理解が難しい言葉にできないもの、なにかモヤモヤしていて理解しにくいもの、心の奥底に隠されていて自分でも気づいていないような非言語的な世界である暗黙知が介護・奉仕活動では大きなウエイトを占めている。このような状況で保護観察対象者が利用者から発せられる言葉にならない非言語的なサインを捕まえることで保護観察対象者のこころが揺さぶられるのである。保護観察対象者が変えようとしめない性格や行動、生活習慣を、専門家が無理やり改善・更生の方向へと変えるのではなく、介護・奉仕活動という社会貢献活動に含まれる、言葉にならない、明示的ではない個々の具体的な暗黙知が、ゆたかな環境を提供し、保護観察対象者の改善・更生に資するのである。

## 5. 考察

保護観察対象者の感慨や感謝の言葉など情緒・感情を喚起させる「主観的」エレメントは、その性質上、必ずしも言語による定式化になじまないため、直ちに法律問題や制度的問題に具体的な指針を与えるものではない。しかし、今回の刑法等の一部を改正する法律により、保護観察対象者に社会貢献活動を義務付けた意義は、感慨や感謝という主観的エレメントを目的とした社会貢献活動が少なからず法制度に影響を及ぼしているのである。特に、介護・奉仕活動の対象者である利用者は、理性的・合理的に判断能力が乏しく、利用者の対応に必要な親密さや信頼を得ることが困難であり、理性的な判断能力を前提とした言語だけで築けるものではない。言語化しにくい利用者への態度、姿勢としての、対人距離、物腰、わずかな眼差しといった非言語的な暗黙知が、言葉の意味、会話の内容以上に関係性を築くツールになり得るのである。

法規範や制度は定式された規範原理によって説明可能な形式知はごく一部分の規律にすぎず、社会のルールの大半は、明示化不可能な、きわめて困難な黙示的な暗黙知である。専門的な言説が優位に位置づけられている中で、暗黙知が支配されている社会貢献活動を法制度に、つまり明示化困難な暗黙的な社会貢献活動を、専門的言説で蓄積された法制度に取り入れた意義は大きい。今回の法改正は、このような暗黙知と形式知のダイナミックな知識変換によって、保護観察対象者の社会復帰支援の新しい知の地平を開拓する契機となった法改正であるといえよう。